

＜資料3＞

第4次岡山県消費生活基本計画（仮称） 骨子案

1 第4次岡山県消費生活基本計画（仮称）を策定する理由

県政の基本目標である「すべての県民が明るい笑顔で暮らす『生き生き岡山』の実現」のためには、消費者が安全な商品やサービスを安心して消費できることや、自ら考え行動する自立した消費者であることが必要です。

県では、こうした社会の実現に向けて各種施策を計画的かつ総合的に推進するため、平成18（2006）年の「岡山県消費生活基本計画」から平成28（2016）年の「第3次消費生活基本計画」まで5年ごとに計画を策定し、さまざまな施策を推進してきたところです。

この間、高齢化の進行、高度情報通信社会の進展や電子商取引の拡大など、消費生活を取り巻く環境は大きく変化し、消費者問題はますます複雑化、多様化しています。

こうした状況を踏まえ、「消費者が主役となる社会」に向けて、各種施策をより一層、計画的かつ総合的に推進するため、「第4次岡山県消費生活基本計画（仮称）」を策定します。

2 構成

「第3次岡山県消費生活基本計画」を踏襲し、第1章「計画の基本的な考え方」、第2章「消費生活をめぐる現状と課題」、第3章「目標と取組」、第4章「計画の進め方」という構成とします。

3 記述の方向性

＜第1章 計画の基本的な考え方＞

- 計画策定の趣旨
策定する理由などについて、記述します。
- 計画の位置付け
岡山県消費生活条例第9条に基づく基本計画とします。また、計画の一部を消費者教育推進法第10条第1項に基づく県計画と位置付けます。
- 計画の期間
令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

<第2章 消費生活をめぐる現状と課題>

○ 消費生活をめぐる最近の状況

消費生活をめぐる社会状況、県消費生活センターの相談状況、県民の消費生活に関する意識について記述します。

○ 消費者行政の状況

国の状況、県の状況、市町村の状況について記述します。

○ 「第3次岡山県消費生活基本計画」の評価

目標値の達成状況、今後の課題等について記述します。

[今後の課題等]

1) 高齢化の進行及び高齢者単独世帯の増加

高齢者の消費者トラブルの未然防止に向けた地域での見守りが必要~~性~~となっています。

2) 民法改正による成年年齢の引下げ

令和4（2022）年度の成年年齢引下げに向けて、学校教育等での実践的な消費者教育の必要性が一層高まっています。

3) 取引形態の多様化

高度情報通信社会の進展・電子商取引の拡大等に伴う消費者被害への対応が必要となっています。

4) 持続可能な社会の実現に向けた気運の高まり

国連の持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた消費行動を推進する必要があります。

5) 在留外国人等の増加

国際化の進展に伴う外国人への消費者相談や情報提供への対応が必要となっています。

6) 自然災害の激甚化・多発化、新型コロナウイルス感染症の拡大

非常事態においても、消費者が自主的かつ合理的な行動ができるよう、消費生活における知識を深めておくことが必要となっています。

<第3章 目標と取組>

○ 目標と取組

この計画は、5つの基本目標と、その下に17の重点目標を定め、総合的に取り組めます。

○ 基本的な視点

高齢者等の増加や取引形態の多様化等により、それにつけ込む詐欺等の手口も、ますます巧妙になっています。これらに対応するためには、消費者相談機能や消費者教育を一層充実し、事業者と消費者間の格差を少しでも是正する必要があります。そこで、次期計画では、「消費者被害の防止・救済」や「消費者教育の推進」を、より重点的に実施することとします。

○ 計画の体系

基本目標の名称は第3次岡山県消費生活基本計画を踏襲しつつ、基本目標Ⅰ「消費者被害の防止・救済」、基本目標Ⅱ「消費者教育の推進」、基本目標Ⅲ「消費者の主体的な活動への支援」、基本目標Ⅳ「自主的かつ合理的な選択の機会の確保」、基本目標Ⅴ「安全・安心な商品・サービスの確保」の順に変更します。

○ 基本目標、重点目標と施策の方向

これまでの成果や課題等を踏まえ、以下のとおり整理します。

- 1) 基本目標Ⅰの重点目標1「消費者被害の防止」内の施策の方向に、高齢者等、障害のある人、若年者、外国人の項目を追加します。
- 2) 基本目標Ⅱの重点目標1を「ライフステージに応じた消費者教育の実施」に改めます。
- 3) 基本目標Ⅱの重点目標に、「若年者への消費者教育の推進」を加えます。
- 4) 基本目標Ⅱの重点目標5を「消費生活に関する啓発・情報提供」に改めます。
- 5) 基本目標Ⅲの重点目標1「公正で持続可能な社会を目指した消費生活の促進」内の施策の方向①を、「エンカル消費（倫理的消費）の普及啓発」に改めます。

○ 期間中の重点施策

計画期間中に、特に重点的に取り組む施策を重点施策と定め、達成しようとする数値目標を設定します。

<第4章 計画の進め方>

県民や関係機関等と一層の連携を図りながら、計画推進のための施策に取り組めます。

社会情勢、国の施策動向等により、必要があれば適宜計画を見直します

<基本目標・重点目標>

基本目標Ⅰ 消費者被害の防止・救済

〈重点目標〉

〈施策の方向〉

1 消費者被害の防止 **[重点施策]**

- ① 県消費生活センターの充実
- ② 市町村の相談体制充実への支援
- ③ 高齢者等の消費者被害を防止するための地域の見守りネットワーク構築の促進
- ④ 障害のある人の支援ネットワーク構築の促進
- ⑤ 若年者の消費者被害防止
- ⑥ 外国人の消費者トラブルの解決支援
- ⑦ 消費者の権利擁護

2 消費者被害からの救済

- ① 様々な被害からの救済

基本目標Ⅱ 消費者教育の推進

〈重点目標〉

〈施策の方向〉

1 **ライフステージに応じた消費者教育の実施** **[重点施策]**

- ① 学校教育等での消費者教育の推進
- ② 地域社会での消費者教育の推進
- ③ 家庭での消費者教育の推進
- ④ 職域での消費者教育の推進

2 **若年者への消費者教育の推進** **[重点施策]**

- ① 成年年齢引下げに対応した消費者教育・啓発の強化

3 消費者教育を担う人材の育成

- ① 幼・小・中・高等学校等における教員の指導力の向上
- ② 大学等における教職員の指導力の向上
- ③ 地域人材の育成

4 他の関連する教育との連携

- ① 環境教育との連携
- ② 食育との連携
- ③ 金融教育との連携
- ④ 情報教育との連携
- ⑤ その他の関連する教育との連携

5 消費生活に関する啓発・情報提供

- ① 消費生活に関する啓発・情報提供の充実

基本目標Ⅲ 消費者の主体的な活動への支援

〈重点目標〉	〈施策の方向〉
1 公正で持続可能な社会を目指した消費生活の促進	①エシカル消費（倫理的消費）の普及啓発 ②「もったいない」運動の推進 ③地球温暖化防止対策の推進 ④食品ロス削減の推進
2 消費者の組織活動の促進	①消費者団体の活動の促進 ②消費者団体の交流・連携の促進
3 消費者の意見の反映	①消費者と行政の連携

基本目標Ⅳ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保

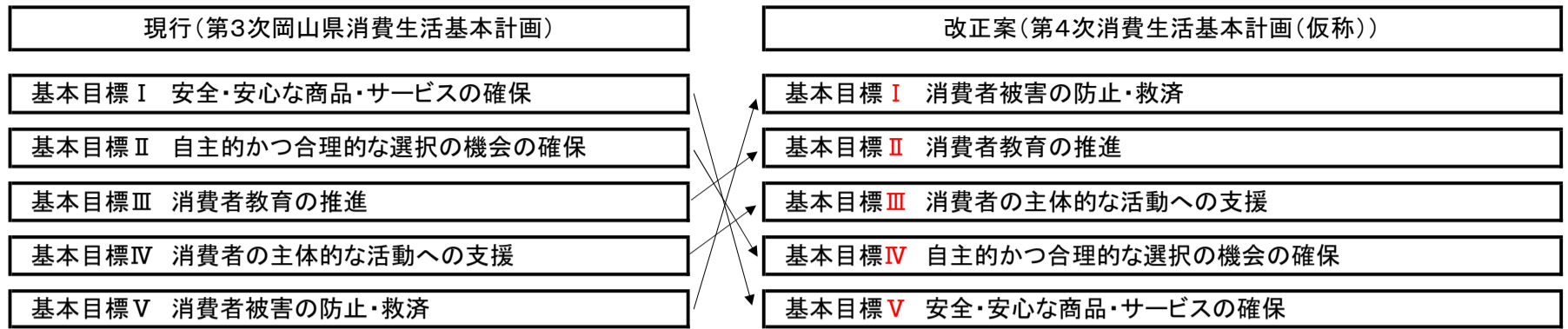
〈重点目標〉	〈施策の方向〉
1 規格・表示等の適正化	①規格・表示・計量等の適正化
2 取引における公正・公平の確保	①適正な事業活動の促進 ②悪質な事業者の取締り
3 公平な価格の形成	①価格・需要動向の監視 ②物価情報の提供
4 生活必需品の安定供給	①生鮮食料品の安定供給 ②大規模災害時等における生活物資等の確保

基本目標Ⅴ 安全・安心な商品・サービスの確保

〈重点目標〉	〈施策の方向〉
1 生産から消費に至る一貫した食の安全確保	①生産段階での食の安全確保 ②製造から販売段階での食の安全確保 ③消費段階での食の安全確保
2 商品（食品以外）・サービスの安全性の確保	①家庭用品等の安全性の確保 ②医薬品等の安全性の確保 ③サービスの安全性の確保 ④住宅の安全性の確保
3 安心の定着に向けた信頼の確立	①情報の提供 ②相互理解の促進

第4次岡山県消費生活基本計画（仮称）施策体系（案）

[基本目標の順番変更]



[施策体系の新旧図]

